

大妻女子大学大学院学則

(平成31年4月1日)

大妻女子大学

大妻女子大学大学院学則

制定	昭和47年4月1日	改正	昭和51年4月1日	改正	昭和51年11月1日
改正	昭和52年4月1日	改正	昭和53年4月1日	改正	昭和54年4月1日
改正	昭和55年4月1日	改正	昭和56年4月1日	改正	昭和57年4月1日
改正	昭和58年4月1日	改正	昭和59年4月1日	改正	昭和60年4月1日
改正	昭和61年4月1日	改正	昭和62年4月1日	改正	昭和63年4月1日
改正	平成元年4月1日	改正	平成2年4月1日	改正	平成3年4月1日
改正	平成3年12月24日	改正	平成4年12月18日	改正	平成6年1月27日
改正	平成7年2月1日	改正	平成8年2月1日	改正	平成8年10月28日
改正	平成9年11月4日	改正	平成11年1月29日	改正	平成11年11月1日
改正	平成13年3月29日	改正	平成14年3月22日	改正	平成15年1月28日
改正	平成16年1月27日	改正	平成16年10月26日	改正	平成18年1月29日
改正	平成18年12月19日	改正	平成20年1月30日	改正	平成21年3月26日
改正	平成22年1月28日	改正	平成23年1月28日	改正	平成24年1月30日
改正	平成24年3月28日	改正	平成25年1月29日	改正	平成25年3月27日
改正	平成25年7月26日	改正	平成25年10月25日	改正	平成27年3月27日
改正	平成27年7月24日	改正	平成28年1月29日	改正	平成29年1月27日
改正	平成30年1月26日	改正	平成31年1月29日		

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 大妻女子大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第 1 条の 2 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

(課程)

第 2 条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。

(修士課程)

第 3 条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(博士課程)

第 4 条 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(標準修業年限等)

第 5 条 修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

2 修士課程において、学生が、職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

3 博士課程の標準修業年限は、5 年とする。

4 博士課程は、これを前期 2 年及び後期 3 年の課程に区分し、前期 2 年の課程は、これを修士課程として取扱うものとする。

5 本学則において、前項の前期 2 年の課程は「修士課程」といい、後期 3 年の課程は「博士後期課程」という。

(研究科、専攻及び学生定員)

第 6 条 本学大学院に次の研究科、専攻を置き、学生定員を次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
人間文化研究科	人間生活科学専攻	修士課程	12	24
		博士後期課程	3	9
	言語文化学専攻	修士課程	8	16
		博士後期課程	3	9
	現代社会研究専攻	修士課程	6	12
	臨床心理学専攻	修士課程	6	12

(人間文化研究科の目的)

第6条の2 人間文化研究科(以下「研究科」という。)は、生活科学、人文学、社会学、人間学などの人間の文化全般に関して、広い視野と学際的・総合的視点に基づいた理論的・専門的・実践的な高度の教育と研究を行うことにより、社会関係資本の重要性が増す今後の社会をリードできる人材を養成することを目的とする。

2 研究科各専攻の目的は次のとおりとする。

一 人間生活科学専攻(修士課程)

人間生活を、被服、食物、保育、家庭生活などの研究の枠を超え、人間、発達、心理、社会、環境、生態、健康、教育、文化などに関連させながら、生活を総合的科学的として捉えると同時に、生活の知を探究することができる人材を養成することを目的とする。

二 人間生活科学専攻(博士後期課程)

人間生活科学専攻(修士課程)における健康・栄養科学、生活環境学、児童発達臨床学の専門領域の研究・教育をさらに深化発展させ、高度な専門的知識・技術を駆使して、広く人間の生活現象に関わる諸問題を真摯に探究し、解決することができる人材を養成することを目的とする。

三 言語文化学専攻(修士課程)

日本と英米の文学と言語を中心とした専門領域の研究・教育を基盤として、さらに、近年内外で展開する政治、経済、文化の流動化に答え、洋の東西にまたがる国際情勢と文化の動態を柔軟に取り込む知の枠組を確立し、実践することができる人材を養成することを目的とする。

四 言語文化学専攻(博士後期課程)

言語文化学専攻(修士課程)における日本文学、英語文学・英語教育、国際文化の専門領域の研究・教育をさらに深化発展させ、内外で加速度的に流動化する社会・文化の動態を読み解き、多様化し先鋭化する研究分野の動向や理論の展開に柔軟かつ強靱に対応して、自立した研究活動の成果を挙げることができる人材を養成することを目的とする。

五 現代社会研究専攻(修士課程)

より広義の社会学的な観点から、高度情報社会が要請する専門的学問領域と専門的職業領域との連携を図り、市民としての主体性とコミュニケーション能力ないしは臨床能力を備えて、現代社会に実質的に貢献できる人材を養成することを目的とする。

六 臨床心理学専攻(修士課程)

臨床心理学的なアセスメント、心理面接、地域援助の理論と技法を修得し、さらに科学的思考と臨床的な態度とを身につけ、医療・教育・産業・福祉・司法などのさまざまな領域で、適切な援助、介入及び研究のできる臨床心理の専門家を養成することを目的とする。

第2章 授業科目、単位数、履修方法及び研究指導

(教育方法)

第7条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

2 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことが

できる。

(修士課程における履修指導及び研究指導)

第7条の2 授業科目の履修及び学位論文作成等の指導を行うため、各学生ごとに指導教員及び副指導教員を定める。

2 指導教員は、学生の履修すべき授業科目の選択について、あらかじめ指導を行うものとする。

(博士後期課程における履修指導及び研究指導)

第7条の3 各学生ごとに、その研究課題に対応して、それぞれ専門を異にする3名以上の教員(指導教員1名、副指導教員2名以上)からなる研究指導チームを組織し、多角的、総合的な研究を促進させるものとする。

2 指導教員は、学生に対し、研究計画を定めるための指導を行うとともに、学生の研究課題に即した授業科目を選択するよう指導を行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第8条 研究科各専攻の授業科目及び単位数は、別表(1)のとおりとする。

2 学生は専攻の授業科目について、修士課程は30単位以上、博士後期課程は人間生活科学専攻が10単位以上、言語文化学専攻が12単位以上修得しなければならない。

(履修方法)

第9条 研究科各専攻における授業科目の内容及び研究指導の内容及びにこれらの履修方法は、別に定める。

(他の専攻の授業科目の履修)

第10条 修士課程において、教育研究上必要と認めるときは、本学大学院の他の専攻の授業科目を履修させることができる。

2 博士後期課程において、教育研究上必要と認めるときは、本学大学院の他の専攻の授業科目を履修させることができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第10条の2 教育上有益と認めるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学院に留学する場合について準用する。

3 前2項に定める単位認定に関する事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条の3 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、入学後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせ10単位を超えないものとする。

3 前項に定める単位認定に関する事項は、別に定める。

(単位の認定及び成績評価)

第11条 履修授業科目の単位の認定は、試験によるものとし、毎学期又は学年末に行う。

2 試験は、筆記、口述又は研究報告等により授業担当教員が行う。

3 授業回数の3分の2以上の出席がない科目については受験を認めない。

- 4 病気その他やむを得ない理由により、正規の試験を受けることができなかった者に対しては、追試験を行うことがある。
- 5 各授業科目の成績評価は、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）及びD（59点以下）をもってこれを表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。合格した授業科目に所定の単位を与える。

第3章 課程修了の認定及び学位の授与

(修士課程修了の要件)

第12条 修士課程の修了には、大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することを要する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程修了の要件)

第13条 博士課程の修了には、大学院に5年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを要する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の大学院の在学期間に関しては、修士課程の在学期間に3年を加えた期間とする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者が博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを要する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(最終試験)

第14条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果を提出した者について筆記又は口述により、最終年次の後期以降に行う。

(課程修了の認定)

第15条 課程修了は、研究科教授会における審議を経て認定する。

(学位)

第16条 課程修了の認定を得た者に対しては、次の区分に従い学位を授与する。

修士課程	人間生活科学専攻	修士（生活科学）
	言語文化学専攻	修士（文学）
	現代社会研究専攻	修士（社会学）
博士後期課程	臨床心理学専攻	修士（心理学）
	人間生活科学専攻	博士（生活科学）
	言語文化学専攻	博士（文学）

- 2 前項の規定にかかわらず、大学院の博士課程を経ないもので、博士論文を提出して、大学院の行う審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者にも博士の学位を授与することができる。
- 3 学位の授与に関する規程は、別に定める。

第 4 章 教育職員免許

(教育職員免許)

第 17 条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の所要資格を取得した者が受けることのできる教育職員免許状の種類及び教科は次のとおりとする。

研究科	専攻	教育職員免許状の種類	教科
人間文化研究科	人間生活科学専攻 (修士課程)	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	家庭
		栄養教諭専修免許状	
		幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
	言語文化学専攻 (修士課程)	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語
		中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	英語
	現代社会研究専攻 (修士課程)	高等学校教諭専修免許状	情報

第 4 章の 2 日本語教員養成プログラム

(日本語教員養成プログラム)

第 17 条の 2 研究科言語文化学専攻（修士課程）に日本語教員養成プログラムを置く。

- 2 日本語教員養成プログラムに関する専門科目及び単位数は別表（2）のとおりとする。
- 3 日本語教員養成プログラムに関する事項は、別に定める。

第 4 章の 3 公認心理師

(公認心理師)

第 17 条の 3 公認心理師国家試験の受験資格を得ようとする者は、公認心理師法及び同法施行規則の定めるところにより単位を修得しなければならない。

第 17 条の 4 公認心理師国家試験の受験資格は、臨床心理学専攻において取得できるものとする。

第 5 章 教員組織

(研究科長)

第 17 条の 5 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

(研究科の担当教員)

第 18 条 研究科における授業を担当する教員は、教授、准教授、講師又は助教とする。

2 研究科における研究指導を担当する教員は、教授を充てる。ただし、特に必要がある場合には、准教授、専任講師又は助教を充てることができる。

第 6 章 研究科教授会

(研究科教授会)

第 19 条 研究科に研究科教授会を置く。

(研究科教授会の組織)

第 20 条 研究科教授会は、研究科長並びに研究科に所属する教授、准教授、専任講師及び助教をもってこれを組織する。

(研究科教授会の所掌)

第 21 条 研究科教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学及び課程の修了

二 学位の授与

三 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長、研究科長の求めに応じ、意見を述べるができるものとする。また、専攻は、研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べるができるものとする。

第 7 章 運営会議

(運営会議)

第 22 条 本学に運営会議を置く。

2 運営会議は、本学の教育研究に関する重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

3 運営会議に関する事項は、別に定める。

第 8 章 入学、休学、復学、退学、除籍、再入学、転学及び留学

(入学の時期)

第 23 条 入学の時期は、学年の初めとする。

2 前項の規定にかかわらず、適当であると認めるときは、学期の初めにも入学させることができる。

(入学資格)

第24条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
 - 二 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - 三 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 八 文部科学大臣の指定した者
 - 九 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - 十 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - 十一 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - 二 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 学校教育法施行規則第156条第5号の規定による外国の学校等において、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 文部科学大臣の指定した者

八 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学者の選考)

第25条 修士課程の入学志願者に対しては、筆記試験及び口述試験を行い、かつ、出身大学が発行する成績証明書等を総合して入学者を決定する。

2 博士後期課程の入学志願者に対しては、筆記試験及び口述試験を行い、修士論文又はこれに相当する論文、出身大学院が発行する成績証明書等を総合して入学者を決定する。

3 選考の方法、時期等については、別に定める。

(入学手続)

第26条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本人及び保証人の誓約書その他の書類を提出し、所定の納付金を納入しなければならない。

第27条 前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

2 前条の保証人は、父母又は近親者とする。

(休学)

第28条 疾病その他止むを得ない理由により、3か月以上欠席する場合は、許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

3 休学期間は、通算して、修士課程においては2年、博士後期課程においては3年を超えることはできない。

4 休学期間は、第12条及び第13条に定める在学期間を含めない。

(復学)

第29条 休学の理由が消滅した場合は、速やかに復学願を提出しなければならない。

(退学)

第30条 疾病その他止むを得ない理由により退学を希望する者は、速やかに退学願を提出しなければならない。

(除籍)

第31条 次の各号の一に該当する者は、除籍することができる。

一 第36条に定める在学年数を超えた者

二 第28条第3項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

三 授業料及び教育充実費を滞納し、督促してもなお納入しない者

四 長期にわたり行方不明の者

(再入学)

第32条 退学した者が再入学を願い出た場合は、審査の上これを許可することがある。

(転学)

第33条 本学大学院学生が他の大学院に転学しようとするときは、速やかに転学願を提出しな

ければならない。

2 他の大学の大学院学生が本学大学院に転学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、許可することがある。

(留学)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学院における学修のため留学することを許可することができる。

2 前項の規定により外国の大学院において学修する期間は、1年を限度とする。

3 学生が留学の期間において履修した授業科目について修得した単位を、第10条の2の規定に基づき、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 外国の高等教育研究機関のうち、大学院に相当するものとして認定したものにおいて履修した学生についても、前項の規定を準用して本学大学院における相当する授業科目の履修とみなし、単位を修得したものとすることができる。

5 第1項の許可を得て留学した期間は、第12条及び第13条に定める在学期間に含める。

6 前項までに定めるもののほか、学生の留学について必要な事項は、別に定める。

(休学期間中の他の大学院における修得単位の認定)

第35条 学生が休学期間中に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第10条の2の規定に基づき、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(在学年数)

第36条 修士課程の最長在学年数は4年、博士後期課程の最長在学年数は6年とする。

第9章 賞 罰

(表彰)

第37条 学生として表彰に値する行為のあった者に対しては、これを表彰することができる。

(懲戒)

第38条 学生が、本学大学院の学則及び諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学業を怠り、成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなく出席が常でない者
- 四 本学の秩序を乱した者

4 懲戒の処分の手続きは、別に定める。

第39条 停学の期間は、原則として第12条及び第13条に定める在学期間に含まない。

第10章 科目等履修生、長期履修学生、研究生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第40条 研究科の授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を希望する者があるときは、

授業及び研究に支障のない限り選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第11条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(長期履修学生)

第41条 第5条第1項に定める修業年限を超える一定期間にわたり授業科目を履修することを目的として、入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可することがある。

2 長期履修学生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第42条 本学大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として研究を許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第43条 国内外の大学院との単位互換協定に基づき、本学大学院の授業科目の一部の履修を希望する者があるときは、特別聴講学生として履修を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(委託生及び外国人留学生)

第44条 委託生及び外国人留学生については、大妻女子大学学則の委託生及び外国人留学生に関する規定を準用する。

第11章 授業料その他の納付金

(納付金)

第45条 授業料その他の納付金は次のとおりとし、所定の期日までに納入しなければならない。

- | | | |
|---|---------------------|--------------------------------------|
| 一 | 入学検定料 | 35,000円 |
| 二 | 入学金 | 150,000円 |
| 三 | 授業料 | |
| | 人間文化研究科 | |
| | 人間生活科学専攻 修士課程 | 555,000円 (2年次 565,000円) |
| | 博士後期課程 | 455,000円 (2年次 465,000円、3年次 475,000円) |
| | 言語文化学専攻 修士課程 | 515,000円 (2年次 525,000円) |
| | 博士後期課程 | 415,000円 (2年次 425,000円、3年次 435,000円) |
| | 現代社会研究専攻 修士課程 | 535,000円 (2年次 545,000円) |
| | 臨床心理学専攻 修士課程 | 535,000円 (2年次 545,000円) |
| 四 | 教育充実費 | |
| | 人間文化研究科 修士課程 | 200,000円 (2年次 210,000円) |
| | 博士後期課程 | 200,000円 (2年次 210,000円、3年次 220,000円) |
| 五 | 実験実習費 | 実費 |
| 六 | その他の納付金については、別に定める。 | |
- 2 休学期間中の授業料は全額免除とし、教育充実費は半額免除とする。ただし、学期の途中で休学又は復学する者は、その期の所定の学費を納入しなければならない。

- 3 欠席又は停学中の者の授業料及び教育充実費は、減免しない。
- 4 第34条の規定により留学を許可された者の留学期間中の授業料は全額免除とする。ただし、本学大学院と外国の大学院との交換留学協定（授業料等を相互に不徴収とすることを定めているものに限る。）に基づく交換留学生として、留学を許可された者を除く。
- 5 既納の納付金は、還付しない。
(納付金の減免)

第46条 特に必要と認められた場合には、第45条に定める学生納付金を減免することができる。

- 2 学生納付金の減免に関する規程は、別に定める。

第12章 雑 則

(学則の準用)

第47条 この学則に定められていない事項については、大妻女子大学学則を準用する。

(施行細則)

第48条 この学則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、第49条第1項第3号及び第4号は、昭和54年度入学者から適用し、同条同項第1号については、昭和54年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第49条第1項第3号及び第4号は、昭和55年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第49条第1項第3号及び第4号は、昭和56年度入学者から適用し、同条同項第1号については、昭和56年度入学志願者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、家政学研究科の被服環境学専攻の総定員は、昭和57年度においては2、昭和58年度においては4とする。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項第4号は、昭和58年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項第1号は、昭和59年度入学志願者から適用し、同条同項第4号については、昭和59年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項第4号については、昭和60年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項第1号については、昭和61年度入学志願者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 第47条第1項第1号については、昭和62年度入学志願者から適用し、同条同項第5号については、昭和62年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項第5号については、昭和63年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成元年4月27日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 2 第47条第1項第1号については、平成元年度入学志願者から適用する。
- 3 第47条第1項第2号については、平成元年3月31日までに入学許可された者は、なお、従前の例による。
- 4 第47条第1項第3号及び第5号については、平成元年度入学者から適用する。ただし、第47条第1項第5号の規定にかかわらず、昭和62年度入学者（博士課程）については、20,600円とし、昭和63年度入学者（修士課程及び博士課程）については、41,200円とする。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第47条第1項第3号については、平成2年度入学者から適用する。
- 3 第47条第1項第4号の規定にかかわらず昭和62年度入学者に係る教育充実費は20,000円、昭和63年度入学者については40,000円、平成元年度入学者については60,000円とする。また、昭和61年度以前の入学者については徴収しない。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第47条第1項第4号については、平成3年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成3年12月24日から施行する。
- 2 第47条第1項第1号の規定は、平成4年度入学志願者から適用する。
- 3 第47条第1項第2号の規定は、平成3年10月1日から適用する。

4 第47条第1項第4号の規定は、平成4年度の入学者から適用する。

附 則（平成4年12月18日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

3 この規則による改正後の大妻女子大学学則第26条第4号、大妻女子大学大学院学則第47条第4号及び大妻女子大学短期大学部学則第26条第4号に定める教育充実費は、平成5年度の入学者から適用する。

附 則（平成6年1月27日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

6 この規則による改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第4号に定める教育充実費は、平成6年度の入学者から適用する。

附 則（平成7年2月1日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

5 この規則による改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第3号及び第4号に定める授業料、教育充実費は、平成7年度の入学者から適用する。

附 則（平成8年2月1日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

4 家政学研究科被服環境学専攻は、改正後の学則第6条の規定にかかわらず、平成8年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

5 この規則による改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第2号から第4号に定める入学金、授業料及び教育充実費は、平成8年度の入学者から適用する。

附 則（平成8年10月28日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

1 この規則による改正後の学則は、平成9年4月1日から施行する。

4 この規則による改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第3号及び第4号に定める授業料及び教育充実費は、平成9年度の入学者から適用する。

附 則（平成9年11月4日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

1 この規則による改正後の学則は、平成10年4月1日から施行する。

5 この規則による改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第3号及び第4号に定める授業料及び教育充実費は、平成10年度の入学者から適用する。

附 則（平成11年1月29日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

1 この規則による改正後の学則は、平成11年4月1日から施行する。

6 この規則による改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第3号及び第4号に定める授業料及び教育充実費は、平成11年度の入学者から適用する。

附 則（平成11年11月1日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

1 この規則による改正後の学則は、平成12年4月1日から施行する。

3 この規則による改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第3号及び第4号に定める授業料及び教育充実費は、平成12年度の入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第4号に定める教育充実費は、平成13年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第3号に定める授業料は、平成14年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学大学院学則第47条第3号に定める授業料は、平成15年度の入学者から適用する。
- 3 第6条に規定する人間関係学研究科の収容定員は、平成15年度に限り次のとおりとする。

人間関係学研究科 社会学専攻 6名
臨床社会心理学専攻 6名

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学大学院学則施行の際、平成19年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第8条第1項の規定による別表の授業科目（文学研究科国文学専攻（修士課程）、英文学専攻（修士課程）、文学研究科（修士課程）共通科目、社会情報研究科社会生活情報専攻（修士課程）に限る）に関しては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学大学院学則第6条第1項に規定する人間文化研究科の学生定員は、平成22年度に限り次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
人間文化研究科	人間生活科学専攻	修士課程	12	12
		博士後期課程	3	3
	言語文化学専攻	修士課程	8	8
		博士後期課程	3	3
	現代社会研究専攻	修士課程	6	6

	臨床心理学専攻	修士課程	6	6
--	---------	------	---	---

- 3 改正後の大妻女子大学大学院学則第6条第1項に規定する人間文化研究科博士後期課程の学生定員は、平成23年度に限り次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
人間文化研究科	人間生活科学専攻	博士後期課程	3	6
	言語文化学専攻	博士後期課程	3	6

- 4 家政学研究科、文学研究科、社会情報研究科及び人間関係学研究科は、改正後の大妻女子大学大学院学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該研究科に在学する者が、当該研究科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、その者に係る授業科目、単位数、履修方法及び研究指導、また、学位、教員免許、授業料その他の納付金に関しては、なお、従前の例によるものとする。
- 5 前項に規定する家政学研究科、文学研究科、社会情報研究科及び人間関係学研究科に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については、人間文化研究科において行うものとし、改正後の大妻女子大学大学院学則第28条各号については、人間文化研究科委員会において審議するものとする。
- 6 大妻女子大学大学院家政学研究科規則（平成18年11月16日制定）、大妻女子大学大学院文学研究科規則（平成18年11月9日制定）、大妻女子大学大学院社会情報研究科規則（平成18年11月15日制定）及び大妻女子大学大学院人間関係学研究科規則（平成18年11月10日制定）は、平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学大学院学則施行の際、平成23年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第8条第1項の規定による別表の授業科目及び第17条第2項に関しては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学大学院学則施行の際、平成24年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第8条第1項の規定による別表の授業科目及び同条第2項に関しては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学大学院学則施行の際、平成25年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第8条第1項の規定による別表の授業科目に関しては、なお、従前の例による。但し、改正後の大妻女子大学大学院学則第8条第1項の規定による別表の授業科目のうち、「文学館演習」については、平成25年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学大学院学則施行の際、平成26年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第8条第1項の規定による別表の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学大学院学則第45条第1項第4号に定める教育充実費は、平成28年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学大学院学則施行の際、平成27年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第8条第1項の規定による別表（1）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学大学院学則施行の際、平成28年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第8条第1項の規定による別表（1）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学大学院学則施行の際、平成29年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第8条第1項の規定による別表（1）の授業科目及び第4章の3に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学大学院学則施行の際、平成30年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第8条第1項の規定による別表の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

別 表 (1)

人間文化研究科 (修士課程)

授 業 科 目	授業形態	単 位 数	
		必 修	選 択
〔基礎科目〕			
Developing Critical Thinking Skills	演習		1
Critical Reading and Writing	演習		1
Fundamentals of Reading I	演習		2
Fundamentals of Reading II	演習		2
Academic Writing I	演習		2
Academic Writing II	演習		2
Professional English	演習		2
日 本 文 学 研 究 方 法 論	講義		2
日 本 文 学 基 礎 演 習	演習		2
国 際 文 化 研 究 法	講義		2
国 際 文 化 基 礎 演 習	演習		2
人間生活科学専攻			
〔共通科目〕			
家 族 関 係 論	講義		2
ヒ ト と 環 境	講義		2
健 康 科 学	講義		2
統 計 的 調 査 方 法 論	講義		2
研 究 方 法 論 I (事 例 研 究)	演習		2
研 究 方 法 論 II (事 例 研 究)	演習		2
生 涯 学 習 の 教 育 方 法 論	演習		2
〔健康・栄養科学専修〕			
栄養化学分野			
栄 養 生 化 学 特 論	講義		2
栄 養 生 化 学 ・ 細 胞 学 実 験	実験		1
分 子 細 胞 学	講義		2
運 動 栄 養 学 特 論	講義		2
食品・機能学分野			
食 品 機 能 学 特 論	講義		2
材 料 機 能 学 特 論	講義		2
食 生 活 安 全 学 特 論	講義		2
食 生 活 安 全 学 特 論 演 習	演習		2
調理科学・食嗜好学分野			
調 理 科 学 特 論	講義		2
調 理 科 学 特 論 演 習	演習		2

食 嗜 好 学 特 論	講義	2
食 文 化 特 論	講義	2
医療・保健栄養学分野		
病 態 ・ 高 齢 者 代 謝 学	講義	2
栄 養 疫 学 特 論	講義	2
栄 養 疫 学 特 論 演 習	演習	2
予 防 栄 養 学 特 論 I	講義	2
予 防 栄 養 学 特 論 II	講義	2
学 校 栄 養 教 育 特 論	講義	2
学 校 栄 養 教 育 特 論 演 習	演習	2
公 衆 衛 生 学 特 論	講義	2
公 衆 衛 生 学 特 論 演 習	演習	2
臨 床 栄 養 学 特 論	講義	2
〔生活環境学専修〕		
環境サイエンス分野		
生 命 環 境 特 論	講義	2
生 活 環 境 特 論	講義	2
地 球 環 境 特 論 演 習	演習	2
衣 生 活 材 料 特 論	講義	2
環 境 微 生 物 学 特 論 演 習	演習	2
環 境 生 物 科 学 特 論 演 習	演習	2
環 境 生 理 学 特 論 演 習	演習	2
物 理 学 特 論	講義	2
保 全 生 物 学 特 論	講義	2
環境マネジメント分野		
環 境 教 育 特 論	講義	2
環 境 教 育 特 論 演 習	演習	2
環 境 教 材 特 論 演 習	演習	2
環 境 ア セ ス メ ン ト 特 論	講義	2
環 境 政 策 特 論	講義	2
生 活 情 報 特 論	講義	2
環 境 思 想 史 特 論	講義	2
自 然 学 校 特 論 演 習	演習	2
野 外 教 育 特 論 演 習	演習	2
環境デザイン分野		
衣 生 活 機 能 学 特 論	講義	2
被 服 管 理 学 特 論	講義	2
織 維 染 色 学 特 論	講義	2
染 織 デ ザ イ ン 特 論	講義	2
デ ザ イ ン マ ー ケ テ ィ ン グ 特 論	講義	2

住居学特論	講義		2
住居学特論演習	演習		2
住環境特論演習	演習		2
〔保育・教育学専修〕			
基礎教育分野			
保育学基礎理論	講義		2
教育学基礎理論	講義		2
福祉教育学特論	講義		2
生涯発達心理学特論	講義		2
保育・教育分野			
保育臨床特論	講義		2
乳幼児発達保育研究特論	講義		2
保育方法特論	講義		2
幼児教育実践演習	演習		2
学校教育実践研究特論	講義		2
学校経営研究特論	講義		2
初等理科実践演習	演習		2
園内研修方法論	講義		2
芸術教育研究特論	講義		2
特別支援教育研究特論	講義		2
保育マネジメント特論	講義		2
こども自然認識	講義		2
学校授業研究論	講義		2
心理・社会・文化分野			
教育心理学特論	講義		2
臨床発達心理学演習	演習		2
子ども家庭福祉特論	講義		2
社会学的臨床実践演習	演習		2
子ども史研究基礎演習	演習		2
音楽表現演習	演習		2
〔研究指導〕			
人間生活科学特別研究 I	演習	5	
人間生活科学特別研究 II	演習	5	
言語文化学専攻			
〔共通科目〕			
翻訳技術論	講義		2
児童文学論	講義		2
比較文学学	講義		2
草稿・テキスト学	講義		2

文	化	研	究	講義	2
言語	コミュ	ニケ	ーシヨ	ン研究	2
〔日本文学専修〕					
古典文学分野					
古	代	文	学	演習	I 2
古	代	文	学	演習	II 2
古	代	文	学	講義	I 2
古	代	文	学	講義	II 2
中	世	文	学	演習	I 2
中	世	文	学	演習	II 2
中	世	文	学	演習	III 2
中	世	文	学	講義	I 2
中	世	文	学	講義	II 2
中	世	文	学	講義	III 2
近	世	文	学	演習	I 2
近	世	文	学	演習	II 2
近	世	文	学	講義	I 2
近	世	文	学	講義	II 2
近代現代文学分野					
近	代	文	学	演習	I 2
近	代	文	学	演習	II 2
近	代	文	学	講義	I 2
近	代	文	学	講義	II 2
現	代	文	学	演習	I 2
現	代	文	学	演習	II 2
現	代	文	学	講義	I 2
現	代	文	学	講義	II 2
日本語学分野					
日	本	語	学	演習	I 2
日	本	語	学	演習	II 2
日	本	語	学	講義	I 2
日	本	語	学	講義	II 2
関連分野					
語	学	文	学	特論	I 2
語	学	文	学	特論	II 2
語	学	文	学	特論	III 2
語	学	文	学	特論	IV 2
中	国	文	学	特論	I 2
中	国	文	学	特論	II 2
文	学	館	演	習	2

[英語文学・英語教育専修]

英語文学分野

文学と理論（作者・テキスト・読書）	講義	2
文学と制度（ジェンダー・クラス・マイノリティー）	講義	2
文学と自然（風土・人種・母語）	講義	2
英 米 詩	演習	2
英 米 小 説 I	演習	2
英 米 小 説 II	演習	2
英 米 演 劇 I	演習	2
英 米 演 劇 II	演習	2
英 米 散 文	演習	2

英語教育分野

英語教授法研究	講義	2
英語教育リサーチ方法	講義	2
スピーキング・ライティング指導演習	演習	2
リーディング・リスニング指導演習	演習	2
児童英語教育方法	講義	2
児童英語コミュニケーション演習	演習	2
児童英語カリキュラム研究	講義	2
児童英語教材演習	演習	2

英語学分野

英語の構造	講義	2
英語の意味	講義	2
英語の音声	講義	2
発話の機能	講義	2
語法文法研究	演習	2
談話分析研究	演習	2
コーパス言語学	演習	2
テキストと言語学	演習	2

[国際文化専修]

コミュニケーション文化分野

異文化コミュニケーション演習（アジア圏）	演習	2
異文化コミュニケーション講義（アジア圏）	講義	2
異文化コミュニケーション演習（欧米圏）	演習	2
異文化コミュニケーション講義（欧米圏）	講義	2
国際メディア・コミュニケーション演習	演習	2
国際メディア・コミュニケーション講義	講義	2
国際言語コミュニケーション演習	演習	2
国際言語コミュニケーション講義	講義	2
国際ジャーナリズム研究	演習	2

社 会 心 理 研 究	演 習		2
国際分野			
日 本 文 化 交 流 史 I	演 習		2
日 本 文 化 交 流 史 II	演 習		2
比 較 文 化 学 I	演 習		2
比 較 文 化 学 II	演 習		2
ア メ リ カ 文 化 研 究	演 習		2
日 欧 文 化 研 究	演 習		2
東 ア ジ ア 文 化 論	講 義		2
日 本 文 化 論	講 義		2
国 際 交 流 論	講 義		2
表 象 文 化 論	講 義		2
比 較 社 会 論	講 義		2
比 較 思 想 論	講 義		2
[研究指導]			
言 語 文 化 学 特 別 研 究 I	演 習	4	
言 語 文 化 学 特 別 研 究 II	演 習	4	
現代社会研究専攻			
[情報コミュニケーション専修]			
基礎理論分野			
社 会 情 報 研 究 基 礎 論	講 義		2
メ デ ィ ア 研 究 基 礎 論	講 義		2
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 研 究 基 礎 論	講 義		2
社 会 情 報 の 歴 史	講 義		2
情 報 社 会 及 び 情 報 倫 理 特 論	講 義		2
社会・経済と情報分野			
新 聞 特 論	講 義		2
放 送 ・ 通 信 特 論	講 義		2
マ ス コ ミ 言 語 特 論	講 義		2
災 害 情 報 特 論	講 義		2
経 営 情 報 特 論	講 義		2
日 本 経 済 情 報 特 論	講 義		2
文 化 情 報 特 論	講 義		2
地 域 再 生 シ ス テ ム 論	講 義		2
ソ フ ト ウ ェ ア 特 論	講 義		2
情 報 ネットワーク特論演習	演 習		2
情 報 処 理 特 論	講 義		2
コ ン ピ ュ ー タ グ ラ フ ィ ッ ク ス 特 論 演 習	演 習		2
情 報 と 職 業 特 論	講 義		2

情報教育教材開発特論演習	演習	2
[臨床社会学専修]		
生と死の臨床分野		
ケアマネジメント論	講義	2
ターミナルケア論	講義	2
死と死別の臨床心理	講義	2
ケアの社会学特論	講義	2
老いと死の社会学論	講義	2
医療福祉特論	講義	2
精神保健福祉特論	講義	2
生と死の臨床特別実習（インターンシップ）	実習	2
ジェンダー臨床分野		
ジェンダーの社会学	講義	2
ジェンダーと医療	講義	2
ジェンダーとメンタルヘルス	講義	2
ジェンダーと法学	講義	2
ジェンダーとセクシャリティ	講義	2
ジェンダーとポストコロニアリズム	講義	2
社会福祉援助論（女性と自立支援）	講義	2
ジェンダーと臨床特別実習（インターンシップ）	実習	2
現代社会学理論・社会調査分野		
アイデンティティ論	講義	2
宗教と社会学特論	講義	2
現代社会学理論研究	講義	2
リスク社会学論	講義	2
社会運動論	講義	2
地域文化論	講義	2
社会思想特論	講義	2
社会保障特論	講義	2
調査研究方法	講義	2
質的調査法	講義	2
多変量解析	講義	2
社会調査特別演習Ⅰ	演習	2
社会調査特別演習Ⅱ	演習	2
[研究指導]		
現代社会学研究特別演習Ⅰ	演習	2
現代社会学研究特別演習Ⅱ	演習	2
現代社会学研究特別研究Ⅰ	演習	4
現代社会学研究特別研究Ⅱ	演習	4

臨床心理学専攻		
臨床心理学基礎分野		
臨床心理学特論	講義	4
臨床面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	講義	2
臨床心理面接特論Ⅱ	講義	2
臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	演習	2
臨床心理査定演習Ⅱ	演習	2
臨床心理基礎実習	実習	2
臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習）	実習	1
※ 450時間実施		
臨床心理実習Ⅱ	実習	1
臨床心理特別実習	実習	2
臨床心理学専門分野		
心理学研究法	講義	2
事例研究法特論	講義	2
心理統計学特論	講義	2
臨床認知心理学特論	講義	2
発達心理学特論	講義	2
社会心理学特論	講義	2
家族心理学特論	演習	2
（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）		
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	講義	2
障害児心理学演習（福祉分野に関する理論と支援の展開）	演習	2
臨床心理学研究法特論Ⅰ（投映法基礎）	講義	2
臨床心理学研究法特論Ⅱ（投映法応用）	講義	2
心理療法特論Ⅰ（認知行動療法）	講義	2
心理療法特論Ⅱ（分析心理学）	講義	2
コミュニティ・アプローチ特論演習	演習	2
臨床心理学実践分野		
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	演習	2
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	演習	2
教育分野に関する理論と支援の展開	演習	2
心の健康教育に関する理論と実践	演習	2
研究指導		
臨床心理学特別研究Ⅰ	演習	2
臨床心理学特別研究Ⅱ	演習	2

※印の科目は、公認心理師国家試験受験資格を取得する場合、必修となる実習科目

人間文化研究科（博士後期課程）

授 業 科 目	授業形態	単 位 数	
		必 修	選 択
人間生活科学専攻			
〔生活人間学専修〕			
発 達 環 境 学 研 究	演習		2
生 物 環 境 学 特 論	講義		2
運 動 生 理 学 特 論	講義		2
〔臨床人間学専修〕			
発 達 臨 床 学 特 論	講義		2
保 育 臨 床 学 特 論	講義		2
乳 幼 児 保 育 学 特 論	講義		2
比 較 子 ども 文 化 研 究	演習		2
教 育 社 会 学 特 論	講義		2
児 童 文 化 学 特 論	講義		2
〔生活計画学専修〕			
病 態 栄 養 学 特 論	講義		2
被 服 設 計 学 研 究	演習		2
織 維 材 料 特 論	講義		2
衣 環 境 学 特 論	講義		2
食 品 安 全 科 学 特 論	講義		2
健 康 栄 養 学 特 論	講義		2
〔生活素材学専修〕			
食 品 機 能 科 学 特 論	講義		2
栄 養 素 機 能 学 研 究	演習		2
調 理 素 材 学 特 論	講義		2
〔研究指導〕			
研 究 指 導 I	演習	2	
研 究 指 導 II	演習	2	
言語文化学専攻			
〔日本文学専修〕			
古典文学分野			
古 代 文 学 特 論 I	講義		2
古 代 文 学 特 論 II	講義		2
古 代 文 学 特 論 III	講義		2
古 代 文 学 特 論 IV	講義		2
中 世 文 学 特 論 I	講義		2
中 世 文 学 特 論 II	講義		2

近 世 文 学 特 論 I	講義	2
近 世 文 学 特 論 II	講義	2
近代現代文学分野		
近 代 現 代 文 学 特 論 I	講義	2
近 代 現 代 文 学 特 論 II	講義	2
近 代 現 代 文 学 特 論 III	講義	2
近 代 現 代 文 学 特 論 IV	講義	2
日本語学分野		
日 本 語 学 特 論 I	講義	2
日 本 語 学 特 論 II	講義	2
〔英語文学・英語教育専修〕		
英語文学分野		
英 文 学 特 論 I	講義	2
英 文 学 特 論 II	講義	2
英 文 学 研 究 I	演習	2
英 文 学 研 究 II	演習	2
米 文 学 特 論 I	講義	2
米 文 学 特 論 II	講義	2
米 文 学 研 究 I	演習	2
米 文 学 研 究 II	演習	2
英語教育分野		
英 語 教 育 学 特 論 I	講義	2
英 語 教 育 学 特 論 II	講義	2
英 語 教 育 学 研 究 I	演習	2
英 語 教 育 学 研 究 II	演習	2
英語学分野		
英 語 学 特 論 I	講義	2
英 語 学 特 論 II	講義	2
英 語 学 研 究 I	演習	2
英 語 学 研 究 II	演習	2
〔国際文化専修〕		
コミュニケーション文化分野		
異 文 化 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 特 論 I	講義	2
異 文 化 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 特 論 II	講義	2
異 文 化 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 研 究 I	演習	2
異 文 化 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 研 究 II	演習	2
国 際 メ デ ィ ア ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 特 論 I	講義	2
国 際 メ デ ィ ア ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 特 論 II	講義	2
国際日本文化分野		
比 較 文 化 ・ 思 想 特 論 I	講義	2

比較文化・思想特論	II	講義		2
国際日本文化特論	I	講義		2
国際日本文化特論	II	講義		2
国際日本文化研究	I	演習		2
国際日本文化研究	II	演習		2
〔研究指導〕				
研究指導	I	演習	2	
研究指導	II	演習	2	

別表(2)

授業科目	授業形態	単位数	
		必修	選択
〔日本語教員養成プログラム〕			
日本語学要説	I	2	
日本語学要説	II	2	
日本語教授法	I		2
日本語教材研究	I	2	
日本語教育実習	I	1	
日本語教育実習	II	1	
日本語教授法	II		2
日本語教材研究	II		2
日本語教育学演習	I		2
日本語教育学演習	II		2
日本語教育学特殊講義(心理言語)	講義		2